

割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等についての一部を改正する規程 新旧対照条表（傍線部分は改正部分）
 割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成21・09・08商第4号）

新	旧
<p>第1 申請に対する処分</p> <p>1. 審査基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 法第30条の5の4第1項の規定による包括信用購入あっせん業者の認定</u></p> <p><u>法第30条の5の4第1項の規定による包括信用購入あっせん業者の認定に係る審査基準は、同項の規定を基としつつ、同項第1号に定める利用者支払可能見込額の算定の方法については、「割賦販売法第30条の5の4第1項第1号の方法及び第35条の2の11第1項第11号イの方法の審査基準」（別紙5）を参照し、消費者保護等の観点から総合的に勘案するものとする。</u></p> <p><u>なお、同項第2号に定める算定を行う体制に係る社内規則等の審査に当たっては、「割賦販売法第30条の5の4第1項第2号、第33条の2第1項第11号、第35条の2の11第1項第10号、同項第11号ロ、第35条の3の26第1項第9号及び第35条の17の5第1項第8号に定める体制整備に係る社内規則等の審査基準」（別紙2）を参照するものとする。</u></p> <p><u>(4) 法第30条の5の4第3項の規定による認定包括信用購入あっせん業者の変更の認定</u></p> <p><u>法第30条の5の4第3項の規定による認定包括信用購入あ</u></p>	<p>第1 申請に対する処分</p> <p>1. 審査基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

っせん業者の変更の認定に係る審査基準は、法第30条の5の4第1項の規定による包括信用購入あっせん業者の認定に係る審査基準を準用するものとする。なお、変更の認定が必要であるか否かは、「割賦販売法第30条の5の4第5項第2号の規定による認定の取消し及び第35条の2の14第1項第2号の規定による登録の取消しの処分基準」(別紙6)を参照するものとする。

(5) 法第33条第1項の規定による包括信用購入あっせん業者の登録

法第33条第1項の規定による包括信用購入あっせん業者の登録に係る審査基準は、法第33条の2(登録の拒否)の規定を基としつつ、同条第1項中「重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき」については、資本の額、純資産の額、役員が禁錮以上の刑に処せられた事実、体制整備に係る社内規則等について、実際と異なる記載をし、あるいはその記載をしないこと等に関して、消費者保護等の観点から総合的に勘案するものとする。

なお、体制整備に係る社内規則等の審査に当たっては、「割賦販売法第30条の5の4第1項第2号、第33条の2第1項第11号、第35条の2の11第1項第10号、同項第11号ロ、第35条の3の26第1項第9号及び第35条の17の5第1項第8号に定める体制整備に係る社内規則等の審査基準」(別紙2)を参照するものとする。また、別紙2の1.の(2)の⑦に定める支払可能見込額の算定方法の審査に当たっては、「割賦販

(3) 法第33条第1項の規定による包括信用購入あっせん業者の登録

法第33条第1項の規定による包括信用購入あっせん業者の登録に係る審査基準は、法第33条の2(登録の拒否)の規定を基としつつ、同条第1項中「重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき」については、資本の額、純資産の額、役員が禁錮以上の刑に処せられた事実、体制整備に係る社内規則等について、実際と異なる記載をし、あるいはその記載をしないこと等に関して、消費者保護等の観点から総合的に勘案するものとする。

なお、体制整備に係る社内規則等の審査に当たっては、「割賦販売法第33条の2第1項第11号、第35条の3の26第1項第9号及び第35条の17の5第1項第8号に定める体制整備に係る社内規則等の審査基準」(別紙2)を参照するものとする。また、別紙2の1.の(2)の⑦に定める支払可能見込額の算定方法の審査に当たっては、「割賦販売法第30条の2の2本文及び第35条の3の4本文に定める支払可能見込額の算定方

売法第30条の2の2本文及び第35条の3の4本文に定める
支払可能見込額の算定方法に関する審査基準」(別紙3)を参照
するものとする。

(6) 法第35条の2の3第1項の規定による少額の包括信用購入
あっせん業者の登録

法第35条の2の3第1項の規定による少額の包括信用購入
あっせん業者の登録に係る審査基準は、法第35条の2の11
(登録の拒否)の規定を基にしつつ、同条第1項中「重要な事項
について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠け
ているとき」については、純資産の額、役員が禁錮以上の刑に処
せられた事実、体制整備に係る社内規則等について、実際と異なる
記載をし、あるいはその記載をしないこと等に関して、消費者
保護等の観点から総合的に勘案するものとする。

なお、同項第11号イに定める利用者支払可能見込額の算定
の方法については、「割賦販売法第30条の5の4第1項第1号
の方法及び第35条の2の11第1項第11号イの方法の審査
基準」(別紙5)を参照するものとする。

また、同項第10号及び同項第11号ロの体制整備に係る社
内規則等の審査に当たっては、「割賦販売法第30条の5の4第
1項第2号、第33条の2第1項第11号、第35条の2の11
第1項第10号、同項第11号ロ、第35条の3の26第1項第
9号及び第35条の17の5第1項第8号に定める体制整備に
係る社内規則等の審査基準」(別紙2)を参照するものとする。

(7) 法第35条の2の12第1項の規定による登録少額包括信用

法に関する審査基準」(別紙3)を参照するものとする。

(新設)

(新設)

購入あっせん業者の変更の登録

法第35条の2の12第1項の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者の変更の登録に係る審査基準は、法第35条の2の3第1項の規定による少額の包括信用購入あっせん業者の登録に係る審査基準を準用するものとする。なお、変更の認定が必要であるか否かは、「割賦販売法第30条の5の4第5項第2号の規定による認定の取消し及び第35条の2の14第1項第2号の規定による登録の取消しの処分基準」(別紙6)を参照するものとする。

(8) 法第35条の3の25第1項の規定による個別信用購入あっせん業者の登録

法第35条の3の25第1項の規定による個別信用購入あっせん業者の登録に係る審査基準は、法第35条の3の26(登録の拒否)の規定を基としつつ、同条第1項中「重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき」については、純資産の額、役員が禁錮以上の刑に処せられた事実、体制整備に係る社内規則等について、実際と異なる記載をし、あるいはその記載をしないこと等に関して、消費者保護等の観点から総合的に勘案するものとする。

なお、体制整備に係る社内規則等の審査に当たっては、「割賦販売法第30条の5の4第1項第2号、第33条の2第1項第11号、第35条の2の11第1項第10号、同項第11号ロ、第35条の3の26第1項第9号及び第35条の17の5第1項第8号に定める体制整備に係る社内規則等の審査基準」(別紙

(4) 法第35条の3の25第1項の規定による個別信用購入あっせん業者の登録

法第35条の3の25第1項の規定による個別信用購入あっせん業者の登録に係る審査基準は、法第35条の3の26(登録の拒否)の規定を基としつつ、同条第1項中「重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき」については、純資産の額、役員が禁錮以上の刑に処せられた事実、体制整備に係る社内規則等について、実際と異なる記載をし、あるいはその記載をしないこと等に関して、消費者保護等の観点から総合的に勘案するものとする。

なお、体制整備に係る社内規則等の審査に当たっては、「割賦販売法第33条の2第1項第11号、第35条の3の26第1項第9号及び第35条の17の5第1項第8号に定める体制整備に係る社内規則等の審査基準」(別紙2)を参照するものとする。また、別紙2の1.の(2)の⑦に定める支払可能見込額の

2)を参照するものとする。また、別紙2の1.の(2)の⑦に定める支払可能見込額の算定方法の審査に当たっては、「割賦販売法第30条の2の2本文及び第35条の3の4本文に定める支払可能見込額の算定方法に関する審査基準」(別紙3)を参照するものとする。

(9)・(10) (略)

(11) 法第35条の3の38の規定による指定信用情報機関の役員の兼職の認可

法第35条の3の38の規定による指定信用情報機関の役員の兼職の認可に係る審査基準は、割賦販売法施行規則(昭和36年通商産業省令第95号。以下「施行規則」という。)第108条第2項の規定を基としつつ、特定信用情報提供等業務の適正かつ確実な運営の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

(12) (略)

(13) 法第35条の3の42第1項の規定による指定信用情報機関の特定信用情報提供等業務の一部の委託の承認

法第35条の3の42第1項の規定による指定信用情報機関の特定信用情報提供等業務の一部の委託の承認に係る審査基準は、施行規則第112条(業務の一部委託の承認基準)の規定を基としつつ、特定信用情報提供等業務の適正かつ確実な運営の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

(14)～(19) (略)

(20) 法第35条の17の4第1項の規定によるクレジットカー

算定方法の審査に当たっては、「割賦販売法第30条の2の2本文及び第35条の3の4本文に定める支払可能見込額の算定方法に関する審査基準」(別紙3)を参照するものとする。

(5)・(6) (略)

(7) 法第35条の3の38の規定による指定信用情報機関の役員の兼職の認可

法第35条の3の38の規定による指定信用情報機関の役員の兼職の認可に係る審査基準は、割賦販売法施行規則(昭和36年通商産業省令第95号)第108条第2項の規定を基としつつ、特定信用情報提供等業務の適正かつ確実な運営の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

(8) (略)

(9) 法第35条の3の42第1項の規定による指定信用情報機関の特定信用情報提供等業務の一部の委託の承認

法第35条の3の42第1項の規定による指定信用情報機関の特定信用情報提供等業務の一部の委託の承認に係る審査基準は、割賦販売法施行規則第112条(業務の一部委託の承認基準)の規定を基としつつ、特定信用情報提供等業務の適正かつ確実な運営の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

(10)～(15) (略)

(16) 法第35条の17の4第1項の規定によるクレジットカー

ド番号等取扱契約締結事業者の登録

法第35条の17の4第1項の規定によるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録に係る審査基準は、法第35条の17の5（登録の拒否）の規定を基としつつ、同条第1項柱書中「重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき」については、役員が禁錮以上の刑に処せられた事実、体制整備に係る社内規則等について、実際と異なる記載をし、あるいはその記載をしないこと等に関し、消費者保護等の観点から総合的に勘案するものとする。

なお、体制整備に係る社内規則等の審査に当たっては、「割賦販売法第30条の5の4第1項第2号、第33条の2第1項第11号、第35条の2の11第1項第10号、同項第11号ロ、第35条の3の26第1項第9号及び第35条の17の5第1項第8号に定める体制整備に係る社内規則等の審査基準」（別紙2）を参照するものとする。

(21)（略）

2.（略）

第2 不利益処分

1. 処分の基準

(1)～(6)（略）

(7) 法第30条の5の3第1項の規定による包括信用購入あっせん業者への改善命令

ド番号等取扱契約締結事業者の登録

法第35条の17の4第1項の規定によるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録に係る審査基準は、法第35条の17の5（登録の拒否）の規定を基としつつ、同条第1項柱書中「重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき」については、役員が禁錮以上の刑に処せられた事実、体制整備に係る社内規則等について、実際と異なる記載をし、あるいはその記載をしないこと等に関し、消費者保護等の観点から総合的に勘案するものとする。

なお、体制整備に係る社内規則等の審査に当たっては、「割賦販売法第33条の2第1項第11号、第35条の3の26第1項第9号及び第35条の17の5第1項第8号に定める体制整備に係る社内規則等の審査基準」（別紙2）を参照するものとする。

(17)（略）

2.（略）

第2 不利益処分

1. 処分の基準

(1)～(6)（略）

(7) 法第30条の5の3第1項の規定による包括信用購入あっせん業者への改善命令

法第30条の5の3第1項の規定による包括信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、同条の規定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

なお、法第30条の2の2本文の規定に違反しているか否かの判断のうち、支払可能見込額の算定に係る判断については、別紙3を基とするものとする。また、法第30条の5の2の規定に違反していると認めるときは、別紙2の1.の(4)、(5)又は2.の(1)に定める体制のとおり業務を運営していない場合とする。

(8) 法第30条の5の4第5項の規定による認定包括信用購入あっせん業者の認定取消し

法第30条の5の4第5項の規定による認定包括信用購入あっせん業者の認定取消しに係る処分基準は、同項第1号のうち、同条第1項第1号に定める利用者支払可能見込額の算定の方法に係るものについては別紙5を、同項第2号に定める算定を行う体制に係るものについては別紙2の1.(3)を基としつつ、消費者保護等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

同条第5項第2号については、別紙6を基としつつ、消費者保護等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

同項第3号及び第4号については、これらの号の規定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

法第30条の5の3第1項の規定による包括信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、同条の規定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

なお、法第30条の2の2本文の規定に違反しているか否かの判断のうち、支払可能見込額の算定に係る判断については、別紙3を基とするものとする。また、法第30条の5の2の規定に違反していると認めるときは、別紙2の1.の(3)、(4)又は2.の(1)に定める体制のとおり業務を運営していない場合とする。

(新設)

<p><u>(9) 法第30条の6第1項の規定による認定包括信用購入あっせん業者への改善命令</u></p> <p><u>法第30条の6第1項の規定による認定包括信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、同項の規定を基として、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。</u></p> <p><u>なお、法第30条の5の5第1項本文の規定に違反しているか否かの判断のうち、認定包括信用購入あっせん業者の延滞率(別紙5の3.(1)参照)に係る判断については、「割賦販売法第30条の5の5第1項本文及び第35条の2の4第1項本文の利用者支払可能見込額の算定義務違反に関する処分基準」(別紙7)を基とするものとする。また、法第30条の5の2の規定に違反していると認めるときは、別紙2の1.の(4)、(5)又は2.の(1)に定める体制のとおり業務を運営していない場合とする。</u></p> <p><u>(10) 法第34条の規定による登録包括信用購入あっせん業者への改善命令</u></p> <p>法第34条の規定による登録包括信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、別紙2の1.及び2.に定める要件を満たしていないことを基として、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。</p> <p><u>(11) 法第34条の2第2項の規定による登録包括信用購入あっせん業者の登録取消し</u></p> <p>法第34条の2第2項の規定による登録包括信用購入あっせ</p>	<p>(新設)</p> <p><u>(8) 法第33条の5の規定による登録包括信用購入あっせん業者への改善命令</u></p> <p>法第33条の5の規定による登録包括信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、別紙2の2.に定める要件を満たしていないことを基として、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。</p> <p><u>(9) 法第34条の2第2項の規定による登録包括信用購入あっせん業者の登録取消し</u></p> <p>法第34条の2第2項の規定による登録包括信用購入あっせ</p>
--	--

ん業者の登録取消しに係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当し、かつ、重大性又は悪質性が相当程度に認められ、業務を継続させるのが適当でないと認められることとする。

(12) 法第34条の2第2項の規定による登録包括信用購入あっせん業者への業務停止命令

法第34条の2第2項の規定による登録包括信用購入あっせん業者への業務停止命令に係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当する場合において、重大性又は悪質性の有無等の観点から、当該事業者の業務の改善に係る取組に一定期間を要し、業務改善に専念・集中させる必要があるか、業務を継続させることが適当かどうかを検討して判断するものとする。

(13) 法第35条の2の8第1項の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者への改善命令

法第35条の2の8第1項の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、同項の規定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

なお、登録少額包括信用購入あっせん業者の延滞率(別紙5の3.(1)参照)に関して、法第35条の2の4第1項本文の規定に違反しているか否かの判断のうち、登録少額包括信用購入あっせん業者の延滞率(別紙5の3.(1)参照)に係る判断については、「割賦販売法第30条の5の5第1項本文及び第35条の2の4第1項本文の利用者支払可能見込額の算定義務違反に関する処分基準」(別紙7)を基とするものとする。また、法

ん業者の登録取消しに係る処分基準は、同項の規定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

(新設)

(新設)

<p><u>第30条の5の2の規定に違反していると認めるときとは、別紙2の1.の(4)、(5)又は2.の(1)に定める体制のとおり業務を運営していない場合とする。</u></p>	(新設)
<p><u>(14) 第35条の2の14第1項第2号の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者の登録取消し</u> <u>法第35条の2の14第1項第2号の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者への登録取消しに係る処分基準は、別紙6を基としつつ、消費者保護等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。</u></p>	(新設)
<p><u>(15) 法第35条の2の14第2項の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者の登録取消し</u> <u>法第35条の2の14第2項の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者の登録取消しに係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当し、かつ、重大性又は悪質性が相当程度に認められ、業務を継続させるのが適当でないと認められることとする。</u></p>	(新設)
<p><u>(16) 法第35条の2の14第2項の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者への業務停止命令</u> <u>法第35条の2の14第2項の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者への業務停止命令に係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当する場合において、重大性又は悪質性の有無等の観点から、当該事業者の業務の改善に係る取組に一定期間を要し、業務改善に専念・集中させる必要があるか、業務を継続させることが適当かどうかを検討して判断するものとする。</u></p>	(新設)
<p><u>(17) 法第35条の3において読み替えて準用する法第34条の</u></p>	(新設)

規定による登録少額包括信用購入あっせん業者への改善命令

法第35条の3において読み替えて準用する法第34条の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、法第35条の2の11第1項第10号及び同項第11号に定める体制に係るものについては、別紙2の1.及び2.に定める要件を満たしていないことを基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

また、同号イに係るものについては、別紙5に定める要件を満たしていないことを基としつつ、消費者保護等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

(18) 法第35条の3の21第1項の規定による個別信用購入あっせん業者への改善命令

法第35条の3の21第1項の規定による個別信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、同項の規定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

なお、法第35条の3の4本文の規定に違反しているか否かの判断のうち、支払可能見込額の算定に係る判断については、別紙3を基とするものとする。また、法第35条の3の20の規定に違反していると認めるときは、別紙2の1.の(4)、(5)又は3.の(2)に定める体制に基づき業務を運営していない場合とする。

(19) 法第35条の3の31の規定による登録個別信用購入あっ

(10) 法第35条の3の21第1項の規定による個別信用購入あっせん業者への改善命令

法第35条の3の21第1項の規定による個別信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、同項の規定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

なお、法第35条の3の4本文の規定に違反しているか否かの判断のうち、支払可能見込額の算定に係る判断については、別紙3を基とするものとする。また、法第35条の3の20の規定に違反していると認めるときは、別紙2の1.の(3)、(4)又は3.の(2)に定める体制に基づき業務を運営していない場合とする。

(11) 法第35条の3の31の規定による登録個別信用購入あっ

せん業者への改善命令

法第35条の3の31の規定による登録個別信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、別紙2の1. 及び3.に定める要件を満たしていないことを基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

(20) (略)

(21) 法第35条の3の32第2項の規定による登録個別信用購入あっせん業者への業務停止命令

法第35条の3の32第2項の規定による登録個別信用購入あっせん業者への業務停止命令に係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当する場合において、重大性又は悪質性の有無等の観点から、当該事業者の業務の改善に係る取組に一定期間を要し、業務改善に専念・集中させる必要があるか、業務を継続させることが適当かどうかを検討して判断するものとする。

(22) ~ (24) (略)

(25) 法第35条の3の54第1項の規定による指定信用情報機関への業務停止命令

法第35条の3の54第1項の規定による指定信用情報機関への業務停止命令に係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当する場合において、重大性又は悪質性の有無等の観点から、当該事業者の業務の改善に係る取組に一定期間を要し、業務改善

せん業者への改善命令

法第35条の3の31の規定による登録個別信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、別紙2の3.に定める要件を満たしていないことを基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

(12) (略)

(13) 法第35条の3の32第2項の規定による登録個別信用購入あっせん業者への業務停止命令

法第35条の3の32第2項の規定による登録個別信用購入あっせん業者への業務停止命令に係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当し、かつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から、当該事業者の業務の改善に係る取組に一定期間を要すると認められることとする。

なお、業務停止期間については、過去の処分事例や貸金業法その他類似の法律における処分事例等を基に重大性又は悪質性の有無等を勘案して判断するものとする。

(14) ~ (16) (略)

(17) 法第35条の3の54第1項の規定による指定信用情報機関への業務停止命令

法第35条の3の54第1項の規定による指定信用情報機関への業務停止命令に係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当し、かつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から、当該指定信用情報機関の特定信用情報提供等業務の改善に係る取組に一定

に専念・集中させる必要があるか、業務を継続させることが適当かどうかを検討して判断するものとする。

(26) ~ (35) (略)

(36) 法第35条の14第2項の規定による指定受託機関への事業停止命令

法第35条の14第2項の規定による指定受託機関への事業停止命令に係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当する場合において、重大性又は悪質性の有無等の観点から、当該指定受託機関の財産の状況又は事業の運営の改善に係る取組に一定期間を要し、業務改善に専念・集中させる必要があるか、業務を継続させることが適当かどうかを検討して判断するものとする。

(37) 法第35条の17の規定によるクレジットカード番号等取扱業者（法第35条の16第1項第2号に該当するものを除く。）への改善命令

法第35条の17の規定によるクレジットカード番号等取扱業者（法第35条の16第1項第2号に該当するものを除く。）への改善命令に係る処分基準は、法第35条の16の規定に基づく経済産業省令で定める基準に適合していないと認められる場合において、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

期間を要すると認められることとする。

なお、業務停止期間については、過去の指定信用情報機関への処分事例や貸金業法その他類似の法律における指定信用情報機関等への処分事例等を基に重大性又は悪質性の有無等を勘案して判断するものとする。

(18) ~ (27) (略)

(28) 法第35条の14第2項の規定による指定受託機関への事業停止命令

法第35条の14第2項の規定による指定受託機関への事業停止命令に係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当し、かつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から、当該指定受託機関の財産の状況又は事業の運営の改善に係る取組に一定期間を要すると認められることとする。

なお、事業停止期間については、過去の処分事例等を基に重大性又は悪質性の有無等を勘案して判断するものとする。

(29) 法第35条の17の規定によるクレジットカード等購入あっせん業者又は立替払取次業者への改善命令

法第35条の17の規定によるクレジットカード等購入あっせん業者又は立替払取次業者への改善命令に係る処分基準は、法第35条の16の規定に基づく経済産業省令で定める基準に適合していないと認められる場合において、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

(38) ~ (40) (略)

(41) 法第35条の24の規定による認定割賦販売協会への認定取消し

法第35条の24の規定による認定割賦販売協会への認定取消しに係る処分基準は、(40)に定める処分基準を基としつつ、重大性又は悪質性が相当程度に認められ、業務を継続させるのが適当でないと認められる場合とする。

2. その他

(1)・(2) (略)

(削る)

(3) (略)

(4) 法第35条の2の14第1項第1号及び第3号の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者の登録取消しについては、これらの号に登録の取消しの基準が規定されているため、処分基準は作成しない。

(5) ~ (9) (略)

(別紙1) (略)

(別紙2)

割賦販売法第30条の5の4第1項第2号、第33条の2第

(30) ~ (32) (略)

(33) 法第35条の24の規定による認定割賦販売協会への認定取消し

法第35条の24の規定による認定割賦販売協会への認定取消しに係る処分基準は、(32)に定める処分基準を基としつつ、重大性又は悪質性が相当程度に認められ、業務を継続させるのが適当でないと認められる場合とする。

2. その他

(1)・(2) (略)

(3) 法第34条第1項の規定によるカード等の交付の禁止については、同項に禁止の基準が規定されており、更に具体的な処分基準を作成することは困難であるため、処分基準は作成しない。

(4) (略)

(新設)

(5) ~ (9) (略)

(別紙1) (略)

(別紙2)

割賦販売法第33条の2第1項第11号、第35条の3の2

1 項第 1 1 号、第 3 5 条の 2 の 1 1 第 1 項第 1 0 号、同項第 1 1 号口、第 3 5 条の 3 の 2 6 第 1 項第 9 号及び第 3 5 条の 1 7 の 5 第 1 項第 8 号に定める体制整備に係る社内規則等の審査基準

1. 包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者

(1) 法令等遵守全般について

- ① (略)
- ② 営業部門とは独立した監査部署（以下「内部監査部署」といい、包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者の規模に鑑み、独立性が担保されれば内部監査部署の設置に代えて、外部監査の利用も可）を設け、実効性が確保された状況であること。
- ③～⑦ (略)
- ⑧ 認定割賦販売協会会員については、法及び同協会が定める規則（以下「自主ルール」という。）の遵守を確保するために認定割賦販売協会で開催する研修又は同等の内容の研修に役職員に定期的に参加させることとなっていること。

なお、認定割賦販売協会非会員についても、上記事項と同等の内容となっていることを確認すること。

(2) 法第 3 0 条の 2 及び第 3 5 条の 3 の 3 に規定する支払可能見込額調査に関することについて (認定包括信用購入あっせん業者及び登録少額包括信用購入あっせん業者に係るものを除く。)

①～⑩ (略)

6 第 1 項第 9 号及び第 3 5 条の 1 7 の 5 第 1 項第 8 号に定める体制整備に係る社内規則等の審査基準

1. 包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者

(1) 法令等遵守全般について

- ① (略)
- ② 営業部門とは独立した監査部署（以下「内部監査部署」といい、個別信用購入あっせん業者の規模にかんがみ、独立性が担保されれば内部監査部署の設置に代えて、外部監査の利用も可）を設け、実効性が確保された状況であること。
- ③～⑦ (略)
- ⑧ 認定割賦販売協会会員については、割賦販売法及び同協会が定める規則（以下「自主ルール」という。）の遵守を確保するために認定割賦販売協会で開催する研修又は同等の内容の研修に役職員に定期的に参加させることとなっていること。

なお、認定割賦販売協会非会員についても、上記事項と同等の内容となっていることを確認すること。

(2) 法第 3 0 条の 2 及び第 3 5 条の 3 の 3 に規定する支払可能見込額調査に関することについて

①～⑩ (略)

<p><u>(3) 法第30条の5の5及び第35条の2の4に規定する利用者支払可能見込額の算定に関することについて（認定包括信用購入あっせん業者及び登録少額包括信用購入あっせん業者に係るものに限る。）</u></p> <p><u>① 利用者支払可能見込額の算定及びその管理を行うための責任部署並びに当該部署の責任者が置かれていること。</u></p> <p><u>② 利用者支払可能見込額の算定及び管理に関する内部監査部署及び当該部署の責任者が置かれ（包括信用購入あっせん業者の規模に鑑み、独立性が担保されれば内部監査部署の設置に代えて、外部監査の利用も可）、実効性が確保された状況であること。</u></p> <p><u>③ 特定信用情報提供契約を締結した場合においては、加入指定信用情報機関に購入者等に係る特定信用情報の提供の依頼（当該購入者等に係る他の指定信用情報機関が保有する基礎特定信用情報の提供の依頼を含む。）をする場合には、書面又は電磁的方法により、あらかじめ、当該購入者等の同意を得ることとしていること。</u></p> <p><u>④ 特定信用情報提供契約を締結した場合においては、購入者等を相手方とする包括信用購入あっせん関係受領契約を締結しようとする場合には、書面又は電磁的方法により、あらかじめ、次のアからウに掲げる同意を得ることとしていること。</u></p> <p><u>ア 当該購入者等に関する基礎特定信用情報を加入指定信用情報機関に提供する旨の同意</u></p> <p><u>イ 上記アの基礎特定信用情報を加入指定信用情報機関が当</u></p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

該加入指定信用情報機関の他の加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者に提供する旨の同意

ウ 上記アの基礎特定信用情報を加入指定信用情報機関以外の他の指定信用情報機関の加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者の依頼に基づく当該他の指定信用情報機関からの提供の依頼に応じ、加入指定信用情報機関が当該他の指定信用情報機関の加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者に提供する旨の同意

- ⑤ 特定信用情報提供契約を締結した場合においては、支払能力調査以外の目的のために、加入指定信用情報機関に特定信用情報の提供の依頼をすること又は加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を使用すること若しくは第三者に提供することを禁止していること。
- ⑥ 指定信用情報機関に対する特定信用情報の提供の依頼及び登録を行うためのシステムを整備していること。
- ⑦ 利用者支払可能見込額算定義務の適用除外の要件について、法令に基づき適切かつ明確に定めていること。
- ⑧ 利用者支払可能見込額の算定の手順が定められていること。
- ⑨ 利用者支払可能見込額の算定の方法の妥当性を検証すること及び当該算定の方法の見直しの基準が定められ、これらに基づいて利用者支払可能見込額の算定の方法を適切に見直す

ことが定められていること。

⑩ 利用者支払可能見込額を超える与信の禁止義務の適用除外の要件について、法令に基づき適切かつ明確に定めていること。

⑪ 利用者支払可能見込額算定及び利用者支払可能見込額を超える与信の禁止義務の履行状況について定期的に事後検証を行い、問題があれば業務の見直しを行うこととしていること。

⑫ 利用者支払可能見込額算定（上記③及び④の同意取得を含む。）に関する記録の作成及び保存に関して、記録事項、保存方法及び保存期間を適切かつ明確に定めていること。

※ 認定包括信用購入あっせん業者について、法第33条の2第1項第11号に規定する「第三十条の二第一項本文に規定する調査」に係る体制は、法第30条の5の4第1項第2号の体制をもって代えることができる。

(4) ・ (5) (略)

2. 包括信用購入あっせん業者

1. に加え、以下の事項を確認すること。

(1) (略)

(2) 法第35条の16に規定するクレジットカード番号等の適切な管理に関することについて

① (略)

② 自社が取り扱うクレジットカード番号等の漏えい等の事故を防止するため、施行規則第132条各号に定める基準に従

(3) ・ (4) (略)

2. 包括信用購入あっせん業者

1. に加え、以下の事項を確認すること。

(1) (略)

(2) 法第35条の16に規定するクレジットカード番号等の適切な管理に関することについて

① (略)

② 自社が取り扱うクレジットカード番号等の漏えい等の事故を防止するため、省令第132条各号に定める基準に従った

った措置を実施することとし、当該措置の内容、手法を明確に定めていること。

③ (略)

④ 自社、自社以外のクレジットカード番号等取扱業者 又はこれらの者からクレジットカード番号等の取扱いの 全部若しくは は一部の委託を受けた者から自社のクレジットカード会員のクレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合に、当該クレジットカード会員以外の者がクレジットカード番号等を利用することによる二次被害を防止するための措置を講じる体制を整備していること。

⑤・⑥ (略)

(3) (略)

3. (略)

4. クレジットカード番号等取扱契約締結事業者

1. (1)に加え、以下の事項を確認すること。

(1) (略)

(2) 法第35条の17の9に規定するクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置に関することについて

① (略)

② 自社が取り扱うクレジットカード番号等の漏えい等の事故を防止するため、施行規則第133条の11に定める措置の

措置を実施することとし、当該措置の内容、手法を明確に定めていること。

③ (略)

④ 自社 又は立替払取次業者若しくは加盟店 (クレジットカード番号等取扱業者) 若しくはこれらの者からクレジットカード番号等の取扱いの一部 又は全部の委託を受けた者から自社のクレジットカード会員のクレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合に、当該クレジットカード会員以外の者がクレジットカード番号等を利用することによる二次被害を防止するための措置を講じる体制を整備していること。

⑤・⑥ (略)

(3) (略)

3. (略)

4. クレジットカード番号等取扱契約締結事業者

1. (1)に加え、以下の事項を確認すること。

(1) (略)

(2) 法第35条の17の9に規定するクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置に関することについて

① (略)

② 自社が取り扱うクレジットカード番号等の漏えい等の事故を防止するため、省令第133条の11に定める措置の内容、

内容、手法を明確に定めていること。

③～⑤（略）

(3) 法第35条の17の9に規定する購入者等に関する情報の適正な取扱いのために必要な措置に関することについて

①（略）

② 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」、「同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）」、「同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」及び「同ガイドライン（匿名加工情報編）」に基づく情報の取扱い基準等が定められていること。

③～⑥（略）

(別紙3)

割賦販売法第30条の2の2本文及び第35条の3の4本文に定める支払可能見込額の算定方法に関する審査基準

1. ・ 2. （略）

3. 支払可能見込額調査により得られた支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない信用購入あっせんに係る債務の額（信用購入あっせんの手数料の額を含む。）のうち購入者等が1年間に支払うことが見込まれる額（以下「支払見込債務額」という。）を減算していること。ただし、当該支払見込債務額のうち、当該支払可能見込額調査を法第30条の2第1項本文の規定により行った信用購入あっせん業者が利用者にカード等を既

手法を明確に定めていること。

③～⑤（略）

(3) 法第35条の17の9に規定する購入者等に関する情報の適正な取扱いのために必要な措置に関することについて

①（略）

② 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」、「同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）」、「同ガイドライン（匿名加工情報編）」に基づく情報の取扱い基準等が定められていること。

③～⑥（略）

(別紙3)

割賦販売法第30条の2の2本文及び第35条の3の4本文に定める支払可能見込額の算定方法に関する審査基準

1. ・ 2. （略）

3. 支払可能見込額調査により得られた支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない信用購入あっせんに係る債務の額（信用購入あっせんの手数料の額を含む。）のうち購入者等が1年間に支払うことが見込まれる額（以下「支払見込債務額」という。）を減算していること。ただし、当該支払見込債務額のうち、当該支払可能見込額調査を法第30条の2本文の規定により行った信用購入あっせん業者が利用者にカード等を既に交付

に交付等している場合における当該カード等に係る支払見込債務額であってカード等の交付等又はカード等に係る極度額の増額の後の当該信用購入あっせん業者が当該利用者に交付等しているカード等に係る債務の額とされるものについては減算しないことができるものとする。

4. ～7. (略)

(別紙4) (略)

(別紙5)

割賦販売法第30条の5の4第1項第1号の方法及び第35条の2の11第1項第11号イの方法に関する審査基準

1. 施行規則第62条第1項第1号及び第68条の13第1項第1号に関することについて

(1) 「不適正…な技術」

例えば、利用者支払可能見込額の算定の方法の試験的な運用において、認定包括信用購入あっせん業者又は登録少額包括信用購入あっせん業者が設定する次期事業年度の延滞率(以下「想定延滞率」という。)について、その設定の過程が示されていないことや、定期的又は必要に応じて利用者支払可能見込額の算定の妥当性の検証を行い、当該算定の方法の調整(当該検証の結果、見直しを不要として現状維持とする場合を含む。)を行っていないことが考えられる。

等している場合における当該カード等に係る支払見込債務額であってカード等の交付等又はカード等に係る極度額の増額の後の当該信用購入あっせん業者が当該利用者に交付等しているカード等に係る債務の額とされるものについては減算しないことができるものとする。

4. ～7. (略)

(別紙4) (略)

(新設)

(2) 「不十分な技術」

例えば、包括支払可能見込額調査の調査項目を削減等した算定の方法や、審査プロセスの主たる部分が人的判断による算定の方法が考えられる。ただし、利用者支払可能見込額の算定において人的判断によることの必要性が認められる場合であって、人的判断が高度な技術的手法による利用者支払可能見込額の算定に際して付随的に用いられる場合は、例外的に、人的判断を用いていることのみをもって「不十分な技術」には該当しない。

(3) 「不適正な…情報」

法令に違反する方法により取得した情報（法令違反の方法により取得した情報を取得する場合を含む。）をいう。

(4) 「不十分な…情報」

包括信用購入あっせん業者が保有する情報量に比して算定の方法の構築に用いる顧客の過去情報の項目や顧客の過去情報の量が著しく不足していることをいう。

2. 施行規則第62条第1項第2号及び第68条の13第1項第2号に関することについて

「利用者の支払能力に関する情報を当該利用者に対する不当な差別、偏見その他の著しい不利益が生じるおそれがあると認められる方法により利用」することとは、保有している顧客の過去情報のうち、算定の方法の構築に用いる顧客の過去情報及び各利用者の利用者支払可能見込額の算定に用いる当該各利用者の情報に合理的な理由（利用者支払可能見込額の算定方法の構築において、自社の包

括信用購入あつせんの対象顧客に共通する属性等の顧客情報を抽出する場合等)なく偏りがあることをいい、例えば、特定の信条を有することのみをもって与信を拒否するよう算定の方法を構築すること及び利用者支払可能見込額を算定することが考えられる。

3. 施行規則第62条第1項第3号の「この命令に基づいて指定信用情報機関が算定する延滞率を超えないよう延滞率を管理すること。」に関することについて

(1) 施行規則第61条第1項第2号の「延滞率(一定の時点における包括信用購入あつせんに係る債務が残存するカード等の件数に対する当該件数のうち延滞している包括信用購入あつせんに係る債務を含むものの割合…)…」とは、以下のとおりとする。

延滞率=Bに対するAの割合

A:「当該件数のうち延滞している包括信用購入あつせんに係る債務を含むもの」

Bのうち、Bに定める時点で延滞(施行規則第118条第2項第1号ロに規定する「支払の遅延」をいう。以下同じ。)している包括信用購入あつせんに係る債務を含むカード等の契約件数

B:「一定の時点における包括信用購入あつせんに係る債務が残存するカード等の件数」

一定の時点における包括信用購入あつせんに係る債務が残存するカード等(当該時点において5年を超えて延滞が継続す

る包括信用購入あっせんに係る債務を含むカード等を除く。）
の契約件数

(2) 法第30条の5の4第1項の認定を受けようとする包括信用
購入あっせん業者及び認定包括信用購入あっせん業者は、当該
包括信用購入あっせん業者の過去延滞率（各包括信用購入あっ
せん業者の過去3年分の事業年度における延滞率の平均値をい
う。以下同じ。）に照らし、想定延滞率を設定する。

(3) 過去延滞率を算定することができない包括信用購入あっせん
業者は、平均延滞率（包括信用購入あっせん業者全体（一定の時
点の6か月前から当該時点までの間カード等を新規に交付し又
は付与していない包括信用購入あっせん業者を除く。）のカー
ド等の総契約件数に基づいて算定した延滞率の過去3年分の平
均値をいう。以下同じ。）に照らし、想定延滞率を設定する。

(4) 想定延滞率は、上限延滞率（包括信用購入あっせん業者全体
（一定の時点の6か月前から当該時点までの間カード等を新規
に交付し又は付与していない包括信用購入あっせん業者を除
く。）から過去延滞率の高い5%の包括信用購入あっせん業者
を除いた場合における各包括信用購入あっせん業者の過去延滞
率のうち、最も高い過去延滞率の過去3年分の平均値をいう。
以下同じ。）を超えてはならない。

(5) 想定延滞率の設定に際しては、(2)に規定する包括信用購入
あっせん業者及び認定包括信用購入あっせん業者は過去延滞率
を、(3)に規定する包括信用購入あっせん業者は平均延滞率を

踏まえ、当該想定延滞率とする理由を説明するものとする。

4. 施行規則第68条の13第1項第3号の「この命令に基づいて指定信用情報機関が算定する延滞率に照らし、延滞率を適切に管理すること。」に関することについて

(1) 法第35条の2の3第1項の登録を受けようとする包括信用購入あっせん業者及び登録少額包括信用購入あっせん業者は、当該包括信用購入あっせん業者の事業計画等を基本として、平均延滞率及び上限延滞率を参考にした上で、想定延滞率を設定する。

(2) (1)の想定延滞率の設定に際しては、(1)の事業計画等を基本として、平均延滞率及び上限延滞率にも鑑み、当該想定延滞率とする理由を説明するものとする。

(3) 登録少額包括信用購入あっせん業者が過去延滞率を算定することができる場合には、当該登録少額包括信用購入あっせん業者の事業計画等及び過去延滞率を踏まえ、想定延滞率を設定する。

(4) (3)の想定延滞率の設定に際しては、(3)の事業計画等及び過去延滞率を踏まえ、当該想定延滞率とする理由を説明するものとする。

(別紙6)

割賦販売法第30条の5の4第5項第2号の規定による認定の取消し及び第35条の2の14第1項第2号の規定に

(新設)

よる登録の取消しの処分基準

1. 法第30条の5の4第1項第1号の方法及び第35条の2の9第1項第4号の方法に関することについて

「…第一項第一号の方法…を変更したとき。」（法第30条の5の4第5項第2号）、「…第三十五条の二の九第一項第四号の方法…を変更したとき。」（法第35条の2の14第1項第2号）に該当する場合とは、これらの方法（延滞率に関する事項を除く。）について、以下に掲げる場合その他利用者支払可能見込額の算定の方法の構築に重大な影響を与える変更を行った場合をいう。

① 算定の方法の構築に新たな技術又は統計手法等を導入し又は廃止した場合

② 顧客の過去情報の取得先の変更に伴い、算定の方法の構築に用いる当該過去情報の項目を追加し又は削減した場合

他方、上記の「以下に掲げる場合その他…を与える変更を行った場合」に該当しない場合とは、例えば、以下の場合が考えられる。なお、以下の場合であっても、変更前に認定又は登録を受けた想定延滞率自体の変更が認められるものではないことに留意する。

③ 算定の方法の構築に用いる技術又は統計手法等の改善、保守点検又はバージョンの更新等を行った場合（当該改善等が上記①に該当する場合を除く。）

④ 算定の方法の構築に用いる顧客の過去情報を更新した場合

⑤ 顧客の過去情報の取得先を変更した場合（上記②に該当する場合を除く。）

⑥ 各利用者に対する利用者支払可能見込額の算定に用いる当該各利用者の情報を更新した場合

2. 法第30条の5の4第1項第2号の体制及び第35条の12第1項第2号の体制に関することについて

(1) 「…同項第二号の体制を変更したとき。」(法第30条の5の4第5項第2号)及び「…同項第五号の体制を変更したとき。」(法第35条の2の14第1項第2号)とは、利用者支払可能見込額の算定及び管理を行う部署又は内部監査を行う部署を変更した場合その他利用者支払可能見込額の算定を行う体制に重大な変更が生じた場合をいう。

(2) 「…同項第二号の体制を変更したとき。」(法第30条の5の4第5項第2号)及び「…同項第五号の体制を変更したとき。」(法第35条の2の14第1項第2号)に該当しない場合には、例えば、利用者支払可能見込額の算定及び管理を行う部署又は内部監査を行う部署の責任者又は部署名を変更する場合等の利用者支払可能見込額の算定を行う体制に実質的な変更がない場合が考えられる。

(別紙7)

割賦販売法第30条の5の5第1項本文及び第35条の2の4第1項本文の利用者支払可能見込額の算定義務違反に関する処分基準

(新設)

1. 法第30条の5の5第1項本文の利用者支払可能見込額の算定義務に関することについて

(1) 認定包括信用購入あっせん業者が法第30条の5の5第4項の規定により報告した当該認定包括信用購入あっせん業者の事業年度末日時点における延滞率（以下「延滞率実績」という。）が、上限延滞率又は想定延滞率を超過した場合には、法第30条の5の4第1項の認定に係る同項第1号の方法により利用者支払可能見込額を算定していないものとして、法第30条の6第1項の「第三十条の五の五第一項本文…の規定に違反していると認めるとき」に該当する場合があります。

(2) 「第三十条の五の五第一項本文…の規定に違反していると認めるとき」に該当するか否かの判断は、以下のとおりとする。

① 上限延滞率を超過した場合には、延滞率実績及び上限延滞率の乖離幅、上限延滞率を超過した合理的理由の有無、当該認定包括信用購入あっせん業者以外の包括信用購入あっせん業者の延滞率の状況並びに延滞率の改善可能性及び改善状況等の観点から総合的に勘案して、改善に向けた取組を当該認定信用購入あっせん業者の自主性に委ねることが適当か否かを判断するものとする。

② 上限延滞率を超過しておらず想定延滞率を超過した場合には、「第三十条の五の五第一項本文…の規定に違反していると認めるとき」とは、延滞率の管理に著しく支障を生じている場合をいい、これに該当するか否かは、延滞率実績及び想定延滞率の乖離幅、想定延滞率を超過した合理的理由の有無、当該認

定包括信用購入あっせん業者以外の包括信用購入あっせん業者の延滞率の状況、延滞率の改善可能性及び改善状況等の観点から総合的に勘案して、改善に向けた取組を当該認定信用購入あっせん業者の自主性に委ねることを基本として、改善命令によることに十分な必要性が認められるか否かを慎重に判断するものとする。

(3)「第三十条の五の五第一項本文…の規定に違反していると認めるとき」に該当するものとして法第30条の6第1項の改善命令の対象となる場合としては、例えば、上限延滞率を超過している場合には、上限延滞率を下回る延滞率とすることが著しく困難な場合や、合理的な理由なく延滞率の改善が行われない場合が挙げられる。また、「延滞率の管理に著しく支障を生じている場合」としては、例えば、利用者支払可能見込額の算定の方法に係るシステムに容易に回復することができない不具合が発生したことにより、利用者支払可能見込額の算定やその結果の管理を適切に行うことが著しく困難な状況にある場合が挙げられる。

2. 法第35条の2の4第1項本文の利用者支払可能見込額の算定義務に関することについて

(1) 登録少額包括信用購入あっせん業者が法第35条の2の7の規定により報告した当該登録少額包括信用購入あっせん業者の延滞率実績が、想定延滞率を超過した場合には、法第35条の2の3第1項の登録に係る法第35条の2の9第1項第4号の

方法により利用者支払可能見込額を算定していないものとして、法第35条の2の8第1項の「第三十五条の二の四第一項本文…の規定に違反していると認めるとき」に該当する場合があります。

(2)「第三十五条の二の四第一項本文…の規定に違反していると認めるとき」に該当するか否かは、延滞率実績及び想定延滞率の乖離幅、想定延滞率を超過した合理的理由の有無、当該登録少額包括信用購入あっせん業者以外の包括信用購入あっせん業者の延滞率の状況並びに延滞率の改善可能性及び改善状況等の観点から総合的に勘案して、改善に向けた取組を当該登録少額信用購入あっせん業者の自主性に委ねることが適当か否かを慎重に判断するものとする。

(3)「第三十五条の二の四第一項本文…の規定に違反していると認めるとき」として法第35条の2の8第1項の改善命令の対象となる場合としては、例えば、想定延滞率の設定及びその管理が困難となるような状況が認められる場合が挙げられる。